

## 1 実地指導の実施状況について

### ○平成27年度の実地指導の実施件数

区分	指定（事業所数）	同（事業数）	基準該当（事業数）
社会福祉法人併設	40	52	0
障害事業所単独	12	19	0
介護併設	17	20	43
合計	69	91	43

## 2 実地指導における主な指摘事項

### 人員基準に係る指摘事項

- ・管理者が複数の（中には3つの）事業所を兼ねている事例が見られた。管理者は原則、専従である必要から、今後解消に向けた体制の整備を検討すること。

### 運営基準に係る指摘事項

#### （ア） 内容、手続きの説明及び同意

- ・重要事項説明書を作成していない。または、重要事項説明書の記載内容が運営規程や実際のサービス内容、運営実態と異なっている（通常の事業の実施地域、営業日時、利用料金、利用定員など）。
- ・重要事項説明書を利用者に交付したこと、説明を行ったこと、利用者から同意を得たことが確認できない。
- ・重要事項説明書に記載すべき事項が不足している。（事故発生時の対応、事業所外の苦情窓口など）
- ・利用契約書のない事例や利用開始後に利用契約を締結している事例がある。
- ・事業所の管理者等が、契約を結ぶ権限の付与（代理権の授与）のないまま、自ら法人代表者に代わって利用契約を締結している。

#### （イ） サービスの提供の記録

- ・サービス提供の記録について、提供の都度記録していない。
- ・サービス提供実績記録票に利用者等から都度確認を受けていない。
- ・サービスの提供記録の記載内容から利用者の当日の心身の状態等が把握できない。

#### （ウ） 介護給付費等の額に係る通知等

- ・特に利用料金の負担のない利用者に対して、法定代理受領により介護給付費等の支給を受けたにもかかわらず、介護給付費等の額の通知をしていない。

(エ) 個別支援計画の作成

- ・個別支援計画の作成の流れを再度確認すること。

①計画作成担当者の選定

- ②アセスメント ・利用者等に面接し、課題等を把握する。

- ③計画原案作成 ・援助・支援の方向性や目標、課題

- ・サービスの具体的内容

- ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項

- ④担当者会議 ・担当者等を招集し、計画原案に対する意見を求める。

- ⑤利用者へ交付 ・内容を説明、書面で交付。文書による同意を得る。

- ⑥モニタリング ・サービスが計画に沿っているか。

- ⑦見直し及び変更 ・必要に応じて実施（事業によっては所定の期間で）

(オ) 運営規程

- ・サービスの説明として、介護保険制度その他の制度に関する内容や文言が記載されている。

- ・通常の事業の実施地域について、～周辺、北部・西部など方角のみ記載のものなど、客観的に区域が特定されていない。

(カ) 勤務体制の確保

- ・勤務表を作成していない。または勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス管理責任者・サービス提供責任者等である旨を記載していない。

- ・従業者に対する研修を実施していない。または実施した記録がない。

(キ) 非常災害対策

- ・避難訓練を実施していない。または実施の回数が事業所の予定した回数に至っていない。

- ・非常災害時の対応マニュアルが整備されていない。

- ・消防計画の活用や見直しがされていない。

(ク) 事故発生時の対応

- ・利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合に、本市に連絡していない。

(ケ) 掲示

- ・事業所内に重要事項説明書等を掲示していない。

(コ) 秘密保持

- ・利用者又はその家族の個人情報について、その提供につき、あらかじめ文書によりこれらの者からの同意を得ていることの確認ができない。

- ・職員の特に退職後の秘密保持について、必要な措置を講じていない。

(サ) 苦情解決

- ・苦情を記録していない。

- ・苦情解決の手順（マニュアル）が整備されていない。